

令和4年2月21日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策への重ねてのお願い（令和4年2月21日時点）

2月18日、本県における「まん延防止等重点措置」の適用延長が決定されました。また、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間の対応として、保健所だけでなく、患者本人等が濃厚接触者を特定する場合があることや、濃厚接触者は7日間の不要不急の外出自粛とする方針が示されました。つきましては、ご家庭におかれましても以下の内容を確認され、引き続きご協力をお願いいたします。

■休養または自宅待機のお願い

お子さまやご家族ともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくよう重ねてお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師の指示または症状が見られるため検査を行うこととなった場合

お子様が、保健所または患者本人等から陽性者の濃厚接触者に当たると連絡があった場合は、外出自粛期間中はお子様の登校は控え、自宅待機していただくようお願いいたします。

※外出自粛期間の詳細は、石川県ホームページ参照

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくこと
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること など

■臨時休業等による自宅待機期間中の医療機関への受診について

自宅待機期間中に、医療機関を受診する、または受診を希望する際は、まずは電話で自宅待機中である旨を伝え受診について相談し、医療機関の指示を受けるようお願いいたします。

■差別や偏見の防止

感染された方を特定したり、そのご家族や知人を誹謗中傷したりするような言動及びSNSでのやり取り等は、人権及び個人情報保護の観点から厳に慎むようお願いいたします。